

# 卸売市場廃止後の財産貸付契約を締結

公設地方卸売市場残留事業者8団体に普通財産貸付を実施

主催																	
日時	令和4年4月1日（金）～																
場所	加古川市公設地方卸売市場（野口町長砂 707 番地）																
内容	<p>3月31日をもって廃止が決定している公設地方卸売市場で、同日までに退去できない8団体に対し、令和6年3月末までの2年間で明渡猶予期間として、当該市場跡施設等を普通財産の一時使用目的で貸付する契約を3月1日に締結しました。</p> <p>また、当該市場施設共用部分（道路、駐車場、トイレ等）についても加古川卸売市場管理組合（上記団体が1月26日に設立した共用部分借入や施設維持管理等を目的とした任意団体）と同様の契約を締結しました。</p> <p>上記団体は最長2年間、当該市場跡地で経営を続ける予定です。</p> <p>【普通財産貸付内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>契約相手</th> <th>貸付範囲</th> <th>R4年度貸付料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共用部分</td> <td>管理組合</td> <td>14,706 m<sup>2</sup></td> <td>11,055 千円</td> </tr> <tr> <td>個別部分</td> <td>各事業者</td> <td>5,076 m<sup>2</sup></td> <td>6,278 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>19,782 m<sup>2</sup></td> <td>17,333 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の10団体は3月31日までに退去が完了する見込みです。</p> <p>（ <input checked="" type="radio"/> 初めて <input type="radio"/> 恒例 <input type="radio"/> 回目 ）</p>	区分	契約相手	貸付範囲	R4年度貸付料	共用部分	管理組合	14,706 m <sup>2</sup>	11,055 千円	個別部分	各事業者	5,076 m <sup>2</sup>	6,278 千円	合計		19,782 m <sup>2</sup>	17,333 千円
区分	契約相手	貸付範囲	R4年度貸付料														
共用部分	管理組合	14,706 m <sup>2</sup>	11,055 千円														
個別部分	各事業者	5,076 m <sup>2</sup>	6,278 千円														
合計		19,782 m <sup>2</sup>	17,333 千円														
対象（参加者）																	
定員																	
参加費																	
申込先・方法																	
目的・背景 その他	当該市場関係条例の廃止は令和3年9月市議会で議決																
市ホームページ	掲載済み ・ 掲載予定（月日） ・ <input type="radio"/> 掲載しない																
広報かこがわ	<input checked="" type="radio"/> 月号に掲載 ・ <input checked="" type="radio"/> 月号に掲載予定 ・ <input type="radio"/> 掲載しない																

問合せ先

加古川市 産業経済部 公設地方卸売市場（担当：福山）  
☎079-424-2051（直通）